

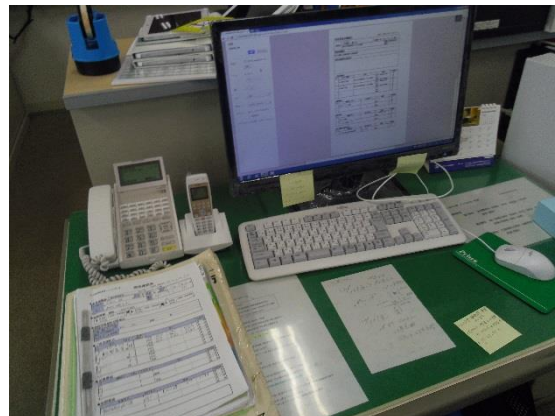
- 1 利用者が援助を必要とする状態となったときにオペレーターに通報できる端末機器。事前に事業所から全利用者に配布されている。



- 2 利用者に配布した通信機器から通報が入った場合、通報を受け取ることができる通信機器。この機器は事務室内、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス職員席に配備され、オペレーターが対応する。



- 3 利用者の心身の状況等の情報を蓄積できる機器。オペレーターは、利用者から通報が入ると、この機器で利用者情報を確認し、相談に応じたり訪問の必要性を判断する。



- 1 事務室内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護職員以外の職員に、利用者情報が漏れないよう、席をパーティションで囲み、個人情報を保護している。



- 2 職員が利用者からの申請・相談に応じる際は、プライバシーを確保するため、相談室を設けており、ここで対応する。

